

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社浜屋組

業者の住所：栃木県矢板市本町12-6

2 指名停止措置期間：令和8年1月6日から令和8年2月5日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害について、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。この件について、同社元使用人は、令和7年6月10日、大田原簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2 1～12 略 (不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全プロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	